

名古屋競馬場における薬物陽性馬の発生について (第5報 処分報告)

平素より競馬事業の運営につきましては、ご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。

禁止薬物陽性馬（禁止薬物名：エフェドリン及びメチルエフェドリン）の事案（平成 26 年 4 月 27 日第 1 報記者発表）について、本日、管理責任者の調教師に対して下記の処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

- 1 調教師 つのだ てるや
角田 輝也
- 2 内 容 戒告及び賞典停止 40 日
- 3 根 拠 愛知県競馬組合地方競馬実施条例施行規則第 7 2 条第 1 項第 5 号（規則第 3 7 条第 1 項に該当）により戒告とし、同条第 2 項により期間を定めて賞典を停止する。

【愛知県競馬組合地方競馬実施条例施行規則】

第 72 条第 1 項

馬主、調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員が次の各号のいずれかに該当するときは、戒告し、又は期間を定めて調教若しくは騎乗を停止する。

第 5 号

第 37 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反する行為に係る馬を事情を知らないうで出走させ、又は出走させようとしたとき。

同条第 2 項

前項の処分を受けた調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員には、期間を定めて賞金等の全部または一部を交付しない措置（「賞典停止」）をとることがある。

第 37 条第 1 項

出走投票に係る馬その他の競走に出走させようとする馬については、別表（エフェドリンア及びメチルエフェドリンあり）に掲げる薬品又は薬剤を使用してはならない。

【経緯】

- 平成 26 年 4 月 25 日 (金) 4/18 レースの 1 着馬が薬物陽性と判明
4 月 26 日 (土) 同じ馬の予備検体でも陽性
4 月 27 日 (日) 厩舎全 32 頭の採尿実施
4 月 28 日 (月) 優先検査 8 頭は陰性
4 月 29 日 (火) 残り 24 頭も陰性
4 月 30 日 (水) 競走馬・対象レースに関する処分決定
(失格、出走停止 30 日、賞金等返還)

平成 27 年 2 月 2 日 (月) 調教師に対する処分決定 (戒告及び賞典停止 40 日)